

# 戦略としての国境を越えた結婚

## —在米外国生まれの妻と夫の年齢差に基づく検討—

石 川 義 孝<sup>a</sup>・竹 下 修 子<sup>b</sup>・

Kao-Lee Liaw<sup>c</sup>・花 岡 和 聖<sup>d</sup>

### はじめに

ブルデューは、「結婚は理念的な規則への服従の産物なのではなく、ある『戦略』の到達点である」(Bourdieu 2002=2007: 204)と述べている。結婚には、上方婚と下方婚の対峙がある。その背景には、経済システムと、家族関心事の管理において男性に優位性が与えられるような両性間関係があり、結婚はこれら2つが交錯する地点となっているのである(Bourdieu 2002=2007: 33)。本稿では、ブルデューのいう戦略としての上方婚の背景にある経済システムに着目し、米国における国境を越えた結婚について考察する。すなわち、アジアの低所得国に生まれた女性が結婚のさいに定位家族以上の生活レベルを生殖家族に求める上方婚のために、戦略として何をどのように交換するのかを分析する。

米国への移民としての入国ビザや永住権の取得競争が激化し、取得まで時間がかかるようになったり、取得そのものが困難になればなるほど、米国人との結婚を望む者が増えるといわれるように、低所得国から高所得国への移民の戦略的手段として、国境を越えた結婚は魅力的になっている(Jasso and Rosenzweig 1990: 154-156; 小島 1992: 39; Liaw and Huang 2012: 1-8)。2013年に米国の永住権を取得した990,553人のうち、248,332人(25%)が米国市民の配偶者である。米国入国後に永住権を取得した者に限定してみると、530,802人中、米国市民の配偶者は167,211人で32%にのぼる

---

a 京都大学文学研究科

b 愛知学院大学文学部

c カナダ、マクマスター大学名誉教授

d 立命館大学文学部

(Department of Homeland Security 2013). これらのことから、国境を越えた結婚は米国への移住や永住権の取得にいかに重要なかがわかる。

従来の国際結婚研究は、少数の調査対象者へのインタビュー調査によるものが主流であった。これには、対象者一人ひとりの言説を掘り下げて分析できるという利点はあるが、相対化するという点では不確実性をともなっていた。しかし、近年、全国規模の公的統計のマイクロデータへの国内外からのアクセスが可能になり、詳細にわたる統計解析を行うことができるようになってきている<sup>1</sup>。そこで、本稿では、米国における婚約者ビザ (K1 Admissions) 取得の上位3か国であるフィリピン・ベトナム・中国生まれで、米国に居住する既婚女性を対象として、米国統計局が実施する ACS (American Community Survey) のマイクロデータに基づき、ロジットモデルを用いた多変量解析を行う<sup>2</sup>。夫の米国市民権の保有状況と夫婦の年齢差の2つの変数を柱として、国境を越えた結婚において婚姻交換理論が立証できるかどうか、そしてそれが戦略としてどのような効果があるのか考察する。

## 1 先行研究

### 1.1 夫婦の年齢差

低所得国の女性と高所得国の男性との国境を越えた結婚の先行研究では、夫婦の年齢差（夫の年齢マイナス妻の年齢）が同国人同士の夫婦に比べて大きいことが明らかになっている (Liaw and Huang 2012: 8-10)。タイ北部の村の出身で欧米人（ほとんどがスイス人）の夫をもつ 95 人の女性に行った民族誌的調査では、大半の夫婦の年齢差が 10 歳から 18 歳であった (Tosakul 2010)。2004 年の韓国の結婚登録データに基づいた研究では、韓国人夫との平均年齢差は、中国人妻（ほとんどが朝鮮族）が 7.4 歳、ベ

<sup>1</sup> 日本における国際結婚の研究に国勢調査のマイクロデータを使った研究の事例としては、落合ほか (2007) や Liaw et al. (2010) がある。

<sup>2</sup> 2017 年 11 月 9 日現在、2011-2015 年の ACS に関する SAS のデータセットは、個人と世帯の別に、カナダ、日本、米国に在住する人なら誰でも、申請や経費が不要で、<https://www.census.gov/programs-surveys/acs/data/pums.html>, からダウンロードできる。このデータセットについての詳細な説明文書は、<https://www.census.gov/programs-surveys/acs/technical-documentation/pums/documentation.html>, からダウンロードできる。

トナム人妻 17.1 歳, フィリピン人妻 12.6 歳, モンゴル人妻 10.9 歳であった (Kim 2010: 137-138). 日本と台湾の国際結婚夫婦の年齢差の比較分析によれば, 両国とも妻が若い方が夫婦の平均年齢差が大きい. 全体として, 夫婦の平均年齢差は日本(2000 年)で 9.5 歳であるのに対して, 台湾では 11.6 歳 (2003 年) と年齢差が大きい (Kojima 2009: 122-123). このほか, 2003 年の台湾における外国人妻の全国調査によれば, 夫婦の平均年齢差はベトナム人妻 14.0 歳, 中国人妻 12.2 歳, インドネシア人妻 11.1 歳, タイ人妻 7.2 歳, フィリピン人妻 7.1 歳であった. 一方で, 台湾人同士の結婚を含む台湾の結婚登録データでは, 夫婦の年齢差は初婚で 2.7 歳, 再婚で 6.1 歳であり (Liaw et al. 2011: 649), 低所得国の女性と高所得国の男性との結婚における夫婦の年齢差がいかに大きいかかわかる<sup>3</sup>.

以上のように, 夫婦の年齢差に関する先行研究は散見されるが, 夫婦の年齢差に基づいた婚姻交換に関する研究, および出身国や背景を異にする外国生まれの妻の結婚戦略を同時に分析の対象とする先行研究は, 管見の限り存在しない.

## 1.2 婚姻交換理論

婚姻交換理論とは, 社会階層 (職業・学歴) は高いが人種のカーストでは低い者が, 社会階層は低いが人種のカーストでは高い者と結婚する (Davis 1941: 389; Merton 1941: 372) というように, 社会階層と人種のカーストを結婚によって交換するというものである (竹下 2000: 168-169). この理論は, その後, バーナードやモナハンらによって批判されている. バーナードは, 米国の白人と黒人のカップルを対象とした実証研究から教育的同類婚の傾向があるとし (Bernard 1966: 274), モナハンはフィラデルフィアの白人と黒人のカップルを対象とした実証研究から職業的上方婚および下方婚の傾向はみられないとしているのである (Monahan 1976: 188). しかし, 1989 年にシェーンらはカリフォルニアでの調査の結果, ヒスパニック系男性の学歴と非ヒスパニック系女性のエスニシティは結婚によって交換されるとして, この婚姻交換理論を立証している (Schoen et al. 1989: 626).

<sup>3</sup> 具体的な年齢差の言及はないが, 日本における国際結婚カップルの日本人男性と外国人女性の年齢にも大きな差があることが, Ishikawa (2010) において報告されている.

## 2 仮説

前章の「1.1 夫婦の年齢差」で言及した既往研究は、夫の市民権によって高所得国に住む権利と、相対的若さとの交換が低所得国の女性に広く使われる戦略であること示唆している。この婚姻交換は、当事者双方を満足させる結果に導く肯定的な合算行為であるともいえる。なぜならば、妻は相対的若さを失うことなく高所得国に居住する権利を得て、夫は市民権を失うことなく若い配偶者を獲得できるからである。婚姻交換により当事者双方に利益が期待されるため、それぞれの国で多くの結婚斡旋業者が創設されることになる。これらの斡旋業者に加えて、親族ネットワークやエスニック・ネットワークも婚姻交換を戦略的に利用することがある。多くの移民はアメリカに移住後も同胞コミュニティを形成・維持したり、送金や物資の仕送りなどを通して祖国との紐帯を保持している。彼らはアメリカ社会だけでなく、祖国にもネットワークをもっているのである。

婚姻交換が成功するか否かは受入国の移民法にも左右される。オーストラリアやカナダの移民法が職能（たとえば、受入国の経済の強化を目的とした移民）を優先して永住権を発給しているのに対し、米国の移民法は家族結合を優先して永住権を発給している（Liaw and Huang 2012: 5）。永住居住者の配偶者の永住許可は、男性移民が永住権を取得した後に出身国から配偶者を得るためにしばしば使われている。これは、割当制度によって課せられる数制制限の対象となっている。一方、米国市民の配偶者への永住許可は、割当制度によって課せられる数制制限の対象にはなっていないため、一般に、割当の対象となる永住居住者の配偶者よりも早い時期に取得することができる（川原 1996: 185）。2013年に永住権を取得したのは、永住居住者の配偶者が30,582人であるのに対し、米国市民の配偶者は248,332人である（Department of Homeland Security 2013）。

以上のことから、夫となる人が、米国の永住権をもっているよりも市民権をもっている方が、戦略としての婚姻交換を行うさいに有利に働くと考えられる。ところが、ACSデータには永住権の保有状況に関する情報が含まれていないため、遺憾ながらこの理論仮説を検証することができない。しかし、市民権の保有状況に関する詳細な情

報は含まれているので、それを類型化することによって、市民権の利用価値の差異を明らかにすることができる。そこで以下の仮説を提示する。

仮説1：外国生まれの妻が「年の差婚」をする割合は、夫が米国の市民権を保有していない場合よりも保有している場合の方が高い。夫が市民権を保有している場合でも、その保有状況によって、「年の差婚」の割合は異なる。

分析にあたり、本稿では、夫婦の年齢差が10歳以上の結婚を「年の差婚」と定義する。その根拠は、前章の「1.1 夫婦の年齢差」から、低所得国の女性と高所得国の男性との結婚における夫婦の年齢差の中間値が約10歳だからである。

妻となる女性からみると、「年の差婚」は、特に夫となる男性が低収入で財産もほとんどない場合に、将来のライフコースに重大なマイナスの影響を与えうる。米国において、女性の平均寿命は男性よりも約5年長いので、「年の差婚」によって未亡人として過ごす年月がより長くなる、すなわち貧しい生活に陥るかもしれないという高いリスクをとまなうのである。子どもができた場合、彼らが成人するまでに父親が他界すると、シングルマザーとその子どもは厳しい生活に耐えなければならないというリスクを負うことになる。そのようなリスクを回避するために、低所得国出身の女性たちは、永住権を取得後に離婚して、若い男性と再婚する計画を立てることもある。この戦略は、移民局によって偽装結婚の一形態とみなされている。また、広く利用されている戦略でもあるため、防止するのが困難であると考えられている (Seminara 2008)。

偽装結婚を防止する目的で、米国連邦議会は1986年に移民偽装結婚修正法 (Immigration Marriage Fraud Amendments) を制定した。この修正法では、米国市民または永住居住者の配偶者として外国人が米国に移住した場合、2年間は永住者としての身分が条件付であると規定している (Perez 2013: 229-231)。つまり、条件付期間に偽装結婚として入国管理局の摘発を受けたり、離婚をしたりすると、外国人配偶者はその資格を失い、退去強制処分の対象になる。したがって、偽装結婚は米国入国後2年未満に集中していると考えられ、仮説2が導き出される。

仮説2：夫が米国市民である外国生まれの妻の「年の差婚」の割合は、米国での滞在期間が2年未満の場合に特に多い。

以下では、戦略としての国境を越えた結婚についての上記の仮説を検証するために、ACSの2009年から2013年の累積マイクロデータを用いて分析を行う。

### 3 研究方法

#### 3.1 使用するモデルと変数の概要

本稿で研究対象とするのは、両親が米国人ではなく、1990年以降に米国に入国したフィリピン、ベトナム、中国生まれの既婚女性で、サンプル数はそれぞれ14,259人、9,336人、14,449人である。人口数に換算すると、296,936人、195,189人、310,375人になる。1990年以降に米国に入国したサンプルのみを対象とする理由は、データを事前集計したところ、1990年以前は「年の差婚」が、それ以降と比較して多くなかったためである。分析にさいして、外国生まれの妻に対応する夫のレコードを特定し、その年齢や市民権の保有状況、エスニシティに関する属性を妻のレコードに結合させることで、夫婦単位のレコードを作成した。

本稿では、妻よりも夫が10歳以上、年上であれば1、そうでなければ0と定義したダミー変数を被説明変数として用意する。このダミー変数は、ある属性を有する女性が「年の差婚」を受け入れる確率をモデル化するために使用する。そのため、この女性の属性を説明変数として定量的にとらえることが必要になる。そこで本稿では、夫(正確には夫婦)の市民権の保有状況に着目し、その保有状況や他の説明変数の各項目が、どの程度被説明変数に影響を与えているかを、二項ロジットモデルを用いた分析で検討する。

婚姻交換について考察するにあたり、夫の市民権の有無とその利用価値の多寡の両方から区別した方がよいと考え、ACSで回答を得た夫と妻の市民権の保有状況と帰化年から、次の5つのタイプに夫婦を類型化した。それらは、T1:「夫が生まれながらの米国市民」、T2:「夫は米国に帰化・妻は帰化せず」、T3:「夫婦で帰化・妻より先に夫が



帰化」, T4:「夫婦で帰化・夫より先に妻が帰化または夫婦同時に帰化」, T5:「夫が米国市民ではない」である。T4のタイプは、結婚後に夫が帰化した可能性が高い。つまり、妻は夫の市民権を利用できる状況になかったと考えられる。したがって、T4・T5のタイプでは「年の差婚」を受入れる割合が相対的に低いと想定される。仮に、相対的な若さと引き換えに夫の米国市民権を通じた永住権の獲得が戦略的に広く行われているとするならば、T5を参照カテゴリとした場合に、「年の差婚」を受入れる確率に対して正の効果が認められるのは最初の3つのタイプを示すダミー変数のみであろう。さらに、米国移民局が、帰化した夫よりも生まれながらの米国市民である夫に対して優先的に婚約者ビザもしくは永住権の申請を認めているならば、T1のタイプで最も強い正の効果が認められるはずである。

移民偽装結婚修正法により、米国に入国して2年未満での偽装結婚の解消は避けられる傾向にある。そこで、偽装結婚が多く認められるかどうかを間接的にせよ区別するため、「在留期間が2年未満」であるかどうかを示すダミー変数を利用する。ダミー変数では、妻の在留期間が2年未満の場合に1とコード化する。もし偽装結婚が多く認められるならば、この変数は有意に正の係数をとるであろう。そして、この変数と市民権の保有状況タイプT4とT5を示すダミー変数との交互作用項は有意に負の値になると考えられる。

1990年代以降の「年の差婚」の増減を分析するため、(1)2000年以降に米国に移住し、(2)在留期間が2年以上の妻を1とコード化したダミー変数「2000年以降に入国」を用いる。2つ目の条件は、「在留期間が2年未満」を示すダミー変数との重複を避けるために設定した。「年の差婚」が1990年代に対して2000年以降に増加しているならば、「2000年以降に入国」の係数は有意に正の値を示すだろう。一方で、この変数と市民権の保有状況タイプがT4・T5を示すダミー変数との交互作用項は、有意に負の値になると考えられる。

本稿では調査観察で得られたデータを用いるため、(1)被説明変数に対して強い影響力をもち、(2)他の重要な変数と説明力がある程度重複しないと想定される要因を、制御変数として説明変数に加える。制御変数を投入することで、推定された係数の標準誤差が小さくなり信頼性がより高まる。もう一つのメリットとして、選択バイアス

のリスクを軽減でき、誤った因果関係が見出されるリスクを減らすこともできる<sup>4</sup>。

本分析では、第一に、夫婦のエスニシティの差異を制御変数として投入する。一般的に、結婚斡旋者を介したエスニシティが異なる者同士の結婚よりも同一のエスニック集団内での結婚の方が、より簡単で費用も少なくてすむ。したがって、夫とエスニシティが同一であるならば、「年の差婚」を受け入れる確率は相対的に小さいと考えられる。こうした要因を制御するために、「夫婦のエスニシティ」をダミー変数として加える。この変数では、エスニシティが夫婦間で異なる場合、1とコード化する。この変数の係数は、正に大きい値を示すものと想定される。

第二に、妻の教育水準を制御変数に用いる。高学歴の女性は、その高度な専門性から入国ビザや永住権の取得機会に恵まれており、「若さ」と引き換えに米国に在留し就業する機会を得る必要性が低い。一方で、教育が不十分な女性ほど戦略的な結婚に関する知識を得る術がないと考えられる。つまり、妻の教育水準と被説明変数の関連性は単純な比例関係にはないと想定できる。そうした傾向をとらえるため、ロジットモデルに妻の教育水準を示す5つのカテゴリ（高卒未満、高卒、短大卒、大学卒、大学院卒）をダミー変数として用意する。大学卒を参照カテゴリとすると、大学院卒の係数は負の値に、下位3つの教育水準の係数は正の値になる。ただし、高卒未満の係数は正の値を示すが、3つの学歴のなかでもっとも高い値になるとは限らない。

ここでは、出身国別に妻のデータに対してロジットモデルを適用する。係数は、荷重値の合計数をサンプル数に等しくするために、荷重変数をその平均で割った値で設定された荷重尤度の対数を最大化して推定される<sup>5</sup>。モデル適合度は $\rho^2$ 値を用いて評価する。この値は、 $1 - A/B$ と定義され、Aは分析モデルの最大荷重尤度の対数であり、

<sup>4</sup> 影響力が強い説明変数が欠落していた場合、ランダム化実験から得られたデータとは異なり、調査観察で得られたデータは、選択バイアスの結果として、誤った結論を導くことがある。たとえば、日本における結婚時の都道府県間移動を学歴で説明するときに、ジェンダーを考慮しないと、大卒は短大卒ほど移動をしないという誤った結論をもたらす。その理由は、(1) 選択バイアス（短大へ進学した者には女性が多く、大学へ進学した者には男性が多い）と、(2) 日本は夫方居住社会であることによる（Otomo and Liaw 2003）。

<sup>5</sup> 荷重変数をその平均で割ることは重要である。この割り算をしないと、t値の大きさが人為的に拡大することになるからである。荷重変数は、(1) 層化サンプリング法における異なった層に与えられる異なったサンプル率を反映するためだけでなく、(2) 実際の人口に対応する変数値を反映するようにサンプルから計算された値を拡大する、という目的のために用いられる。



B は切片のみのモデルの最大荷重尤度の対数である。  $\rho^2$  値は、回帰分析で用いられる決定係数よりも大幅に小さい値を取り、0.2 程度であればモデル適合度は極めて高いことを意味する。

以上述べた、市民権の保有状況、妻の在留期間、妻の入国時期、夫婦間のエスニシティ、妻の教育水準という 5 つの説明変数の相対的な影響力を評価するため、モデルから評価の対象とする説明変数を除外し、 $\rho^2$  値の減少量を計算する。ただし、除外された説明変数による分散の説明分が残された説明変数に取って代わって説明されることを防ぐため、残された説明変数の係数を固定した状態で  $\rho^2$  値を算出する。 $\rho^2$  値の減少分が大きいほど除外された説明変数の影響力が大きいといえる。この  $\rho^2$  値の減少分を「限界的寄与」と呼ぶ。

### 3.2 説明変数の背景

妻の出身である 3 か国からの移民の説明変数に関する歴史的背景は、以下の通りである。

第一に、在米フィリピン人に関しては、次の 2 つの歴史的事実留意する必要がある。一点目は、フィリピンは 1898 年から 1946 年まで米国の植民地であったこと、二点目は、在米フィリピン人は 1960 年代以降、米国の労働市場で拡大する医療産業において多くの看護師や医療従事者を供給してきたことである。実質的に、二点目は一点目の結果としてもたらされた。米国による植民地時代に、英語による教育機会の提供ばかりでなく、フィリピン国内の深刻な熱帯病に対処するため看護師や保健師としてフィリピン人を訓練する機関が数多く設立された。フィリピン人の英語力や専門技術は米国民にとって非常に望ましいものであり、市民権の保有状況別にみると、生まれながらの米国市民と結婚する割合は、フィリピン生まれの妻は 38% で、ベトナム生まれの妻 (7%) や中国生まれの妻 (12%) と比べて高い。こうした 2 つの歴史的事実、フィリピン生まれの妻がベトナムや中国生まれの妻と比較して、同じエスニシティの夫をもつ傾向が弱いこととも関連する (前者が 58% に対して、後者は 87% と 83%)。

学歴については、フィリピン国内での教育環境が限られているため、フィリピンの医療教育はたいてい学士レベルに留まり、大学院レベルの教育機会は非常に限定的で

ある。こうした教育システムは短大卒（23%）、特に大卒（52%）に偏っているフィリピン生まれの妻の教育レベルにみてとれる。

第二に、在米のベトナム出身者を理解するうえでの重要な歴史的背景として、いわゆる「ボートピープル」と呼ばれるベトナム難民の大規模な流入がある。通常、難民ではないインドや台湾などからの移民は教育水準などで選別されるが、ベトナムからの難民の大半は十分な教育を受けていない。こうしたベトナム出身者の低学歴傾向は家族呼び寄せビザを通じて、ベトナムから親族が継続的に流入することで維持される。その結果、ベトナム出身者の学歴構成は、他のアジア出身者のなかでも、高卒未満（37%）と高卒（27%）に大きく偏っている。こうした低学歴の傾向は、米国労働市場のなかでも低賃金の美容産業におけるベトナム人の過度な集中をもたらしている（Liaw and Huang 2012）。

第三に、在米の中国出身者の特徴を理解するうえで、米国移民の二度の大量移民の波を知る必要がある。第一の波は19世紀後半、中国人労働者がカリフォルニアの金の採掘現場や横断鉄道の建設に雇用された時期に生じた。その数が1870年から1879年に最大の約133,000人に達した結果、1882年の中国人排斥法によって強く規制されることになる。廃鉱になったり、横断鉄道が完成した後も米国に残ることを決めた中国人労働者はニューヨークなどの大都市に移動し、そこで飲食業や洗濯業を生業とすることになる。移民産業の一つであるこの洗濯業は、その後、韓国人やその他のエスニック・マイノリティに引き継がれていく。一方で、飲食業に関しては、今日でも、次の世代や後発の中国移民によって維持されている。続く、第二の中国からの大量移民の波は、1978年に米中国交が回復した後の1980年代からはじまる。そのなかには、大学院教育を受けるため米国の大学に入学する留学生が多数含まれており、彼らの多くは、卒業後、大学や研究機関、ハイテク企業の高賃金の職に就いている。

このような過去の二度にわたる大量移民の波によって低賃金職または高賃金職への偏りが生じている。それによって中国生まれの妻の教育水準は、短大卒（13%）を境に二極化することになったのである（高卒未満が19%、大学院卒が31%）。

人口の高齢化による医療産業の拡大と中国からの大量の留学生の受入れによって、1990年代から2000年代にかけて、フィリピンと中国からの移民が増加した。戦略的

結婚の増加と合わせて考えると、2か国のいずれかの国で生まれた妻のなかで、1990年代よりも2000年以降に米国に入国した者が増加するのは当然であろう。一方で、ベトナム移民は低賃金でかつ小規模な美容産業での雇用が中心で、専門技術職への雇用機会が限定されているため、1990年代から2000年代にかけての戦略的結婚の増加数は、同時期のベトナム生まれの妻の流入数を増加させるまでに至らなかった。その入国時期の構成割合は、1990年代が62%であるのに対して、2000年代は38%とかなり縮小している。ベトナム生まれの妻のこうした縮小傾向は、在留期間が2年未満の割合が相対的に小さい（3%）ことにもあらわれている。

## 4 分析結果

### 4.1 推定結果

分析結果を表1に示す。係数の推定にさいして、t値の絶対値が2.0未満の説明変数は統計的に有意でないため分析から除外する。例外的に、ベトナム生まれの妻を対象としたモデル中の大学院卒（-0.277）のみが想定通り負の関連性を有するが、そのt値は-1.4を示した。この原因は、大学院卒のベトナム人妻の割合が4%ときわめて小さいことにあると考えられる。

モデル適合度を示す $\rho^2$ 値をみると、5つの説明変数を用いたモデルは、フィリピン生まれの妻と中国生まれの妻については適合度が非常に高く、ベトナム生まれの妻についてもかなり高い適合度が得られた。

次に、限界的寄与をみると、市民権の保有状況が最も重要な説明変数であることがわかる。市民権の保有状況別に推定された係数をみると、仮説1「外国生まれの妻が『年の差婚』をする割合は、夫が米国の市民権を保有していない場合よりも保有している場合の方が高い」を強く支持する結果が認められる。T5「夫が米国市民ではない」を参照カテゴリとした場合、市民権の保有状況の3つのタイプ、T1「夫が生まれながらの米国市民」、T2「夫は米国に帰化・妻は帰化せず」、T3「夫婦で帰化・妻より先に夫が帰化」について、すべての係数が統計的に有意かつゼロよりも十分に大きい。一方で、T4「夫婦で帰化・夫より先に妻が帰化または夫婦同時に帰化」は有意な結果が認めら

表1 「年の差婚」に対する説明変数の係数の推定結果

| 説明変数                                      | フィリピン生まれの妻 |       |           | ベトナム生まれの妻 |       |           | 中国生まれの妻 |       |           |
|-------------------------------------------|------------|-------|-----------|-----------|-------|-----------|---------|-------|-----------|
|                                           | 係数         | t 値   | 限界的<br>寄与 | 係数        | t 値   | 限界的<br>寄与 | 係数      | t 値   | 限界的<br>寄与 |
| 切片                                        | -3.192     | -34.5 |           | -2.841    | -25.4 |           | -3.154  | -33.5 |           |
| <b>1. 市民権の保有状況 (Ref: T5 : 夫が米国市民ではない)</b> |            |       |           |           |       |           |         |       |           |
|                                           |            |       | 0.0551    |           |       | 0.0529    |         |       | 0.1092    |
| T1 : 夫が生まれながらの米国市民                        | 1.135      | 10.4  |           | 0.964     | 7.2   |           | 1.388   | 11.5  |           |
| T2 : 夫は米国に帰化・妻は帰化せず                       | 1.046      | 8.9   |           | 0.786     | 7.4   |           | 1.191   | 10.8  |           |
| T3 : 夫婦で帰化・妻より先に夫が帰化                      | 0.978      | 9.0   |           | 0.693     | 7.8   |           | 1.270   | 12.7  |           |
| T4 : 夫婦で帰化・夫より先に妻が帰化または夫婦同時に帰化            | ---        | ---   |           | ---       | ---   |           | ---     | ---   |           |
| <b>2. 妻の在留期間 (Ref: 2 年以上)</b>             |            |       |           |           |       |           |         |       |           |
|                                           |            |       | 0.0126    |           |       | 0.0097    |         |       | 0.0045    |
| 2 年未満                                     | 1.363      | 13.0  |           | 1.625     | 8.9   |           | 0.997   | 6.7   |           |
| 2 年未満 * (T4・T5)                           | -1.247     | -3.2  |           | -1.410    | -3.9  |           | -0.775  | -3.1  |           |
| <b>3. 妻の入国時期 (Ref: 1990 年代)</b>           |            |       |           |           |       |           |         |       |           |
|                                           |            |       | 0.0215    |           |       | 0.0289    |         |       | 0.0184    |
| 2000 年以降                                  | 0.805      | 15.7  |           | 0.943     | 13.3  |           | 0.771   | 10.8  |           |
| 2000 年以降 * (T4・T5)                        | -0.760     | -5.6  |           | -0.953    | -6.6  |           | -0.930  | -7.2  |           |
| <b>4. 夫婦間のエスニシティ</b>                      |            |       |           |           |       |           |         |       |           |
|                                           |            |       | 0.0251    |           |       | 0.0045    |         |       | 0.0225    |
| 夫婦で異なる                                    | 0.873      | 13.3  |           | 0.465     | 5.2   |           | 0.908   | 10.8  |           |
| <b>5. 妻の教育水準 (Ref: 大学卒)</b>               |            |       |           |           |       |           |         |       |           |
|                                           |            |       | 0.0095    |           |       | 0.0055    |         |       | 0.0143    |
| 高卒未満                                      | 0.672      | 6.5   |           | 0.485     | 4.8   |           | 0.292   | 3.3   |           |
| 高卒                                        | 0.626      | 9.8   |           | 0.515     | 5.0   |           | 0.213   | 2.5   |           |
| 短大卒                                       | 0.400      | 7.5   |           | 0.374     | 3.4   |           | 0.421   | 4.8   |           |
| 大学院卒                                      | ---        | ---   |           | -0.277    | -1.4  |           | -0.540  | -6.2  |           |
| $\rho^2$ 値                                | 0.1708     |       |           | 0.0926    |       |           | 0.1996  |       |           |
| サンプル数                                     | 14,259     |       |           | 9,336     |       |           | 14,449  |       |           |

れなかった。

妻の在留期間に関して、「在留期間が2年未満」を示すダミー変数の係数は、いずれの国出身の妻においても有意で正に大きな値を示す（フィリピン生まれの妻：1.363、ベトナム生まれの妻：1.625、中国生まれの妻：0.997）。一方で、このダミー変数と市民権の保有状況のうち、夫が外国人である T4 と T5 を示すダミー変数との交互作用項に明らかに有意な負の値が認められた（フィリピン生まれの妻：-1.247、ベトナム生まれの妻：-1.410、中国生まれの妻：-0.775）。両者の係数を合計するとほぼゼロになることから、「年の差婚」に対する「在留期間が2年未満」の大きな正の影響は、夫が市民権を保有する T1 ～ T2 に限定される。したがって、仮説2「夫が米国市民である外国生まれの妻の『年の差婚』の割合は、米国での滞在期間が2年未満の場合に特に多い」が強く支持された。このことは、市民権を得るための偽装結婚は、3か国いずれの国出身の妻においても広く行われていることを示唆している。

妻の入国時期に関しては、「2000年以降」の係数が有意に正の値を示す（フィリピン生まれの妻：0.805、ベトナム生まれの妻：0.943、中国生まれの妻：0.771）。一方で、このダミー変数と市民権の保有状況のうち、夫が外国人である T4・T5 のダミー変数の交互作用項には、有意に負の値が認められた（フィリピン生まれの妻：-0.760、ベトナム生まれの妻：-0.953、中国生まれの妻：-0.930）。在留期間と同様に、両変数の係数の合計がほぼゼロになることから、妻の入国時期が1990年代と2000年以降を比較すると、「年の差婚」が大幅に増加する傾向は、市民権の保有状況のうち、夫が市民権を保有する T1 ～ T3 のタイプに限定される。

制御変数として投入したエスニシティと妻の教育水準の推定結果をみると、それらの係数は妥当なパターンを示す。前者について、「夫婦で異なる」場合の係数は有意に正の値を示した（フィリピン生まれの妻：0.873、ベトナム生まれの妻：0.465、中国生まれの妻：0.908）。この結果は、エスニシティが異なる夫と結婚するためには、外国生まれの妻は「年の差婚」をより受け入れる傾向にあることを示唆している。

後者の妻の教育水準について、大学院卒の係数はゼロもしくは負の値を示すが、大卒未満の3つのカテゴリはすべて有意に正の値を示す。この結果は、高学歴の妻ほど「年の差婚」を進んで受け入れる傾向にないことを示唆している。教育水準のダミー変数

のすべての係数が顕著に大きな値を示さないことから、「年の差婚」に対する教育水準の効果は限定的であろう。この点の裏付けとして、妻の出身国別の「年の差婚」割合をみると、フィリピン生まれの妻の場合、最大は高卒の35%で最小は大卒及び大学院卒の16%、ベトナム生まれの妻の場合、最大は高卒の20%で最小は大学院卒の11%、中国生まれの妻の場合、最大は短大卒の20%で最小は大学院卒の7%であった。

#### 4.2 「年の差婚」割合の観測値と推定値のパターン

外国生まれの妻の「年の差婚」の傾向を理解するには、係数やt値、限界の寄与を用いるよりも、その割合の観測値と推定値の分布パターンを示す方が有効であろう。

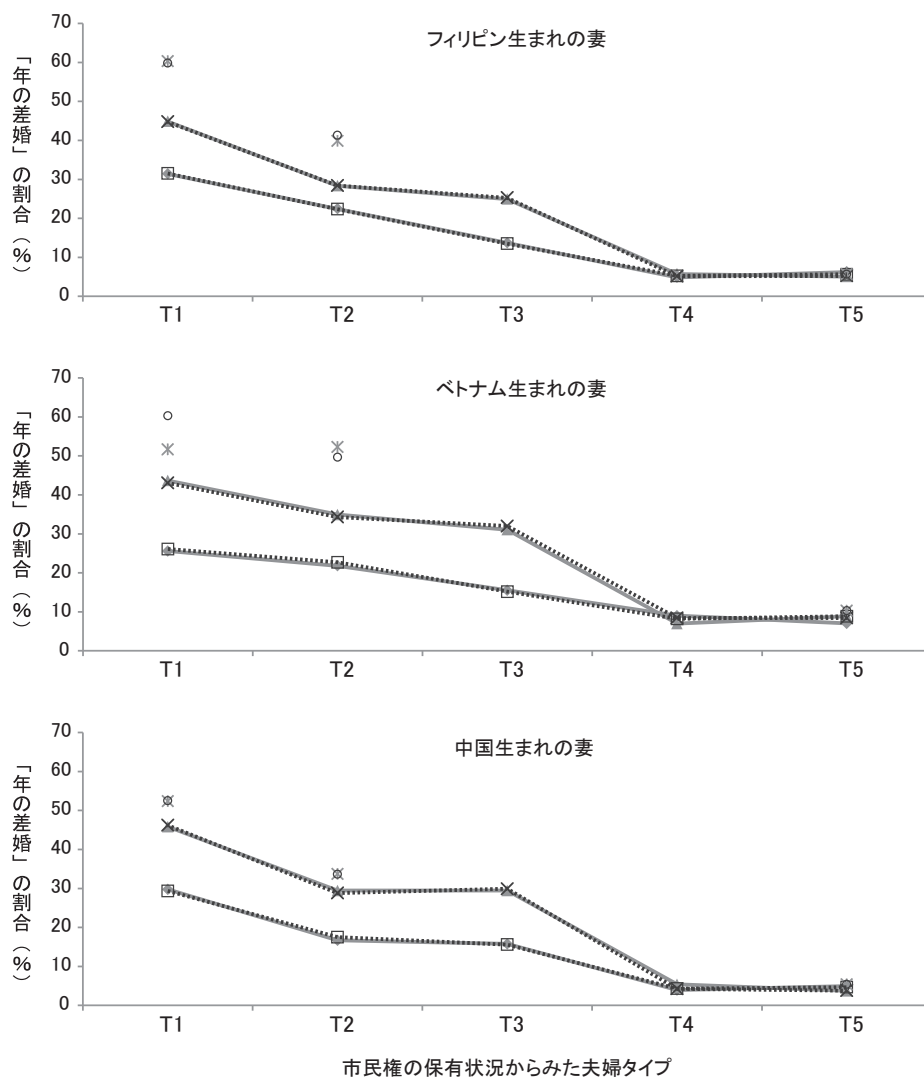
ここでは、(1) 夫婦の市民権の保有状況、(2) 妻の入国時期、(3) 妻の在留期間の効果に焦点を当てる。「在留期間が2年未満」の妻は、帰化が承認される在留期間に達していないため、通常は市民権の保有状況タイプT3・T4には含まれることはない。しかし、外国人のなかには、ACSの設問「いつ米国に移住しましたか」を再入国した時期と勘違いして回答するケースがわずかながら存在する。たとえば、2013年版ACSでは、1984年に帰化したフィリピン生まれの妻が、上記の設問に「2013年」と回答している。同様のケースはフィリピン生まれの妻で3件、ベトナム生まれの妻で6件、中国生まれの妻で7件認められた。これらはすべて分析から除外した。

以上、分析から明らかになったのは、図1が示す通り、次の3点である。

第一に、フィリピン生まれの妻に関して、観測結果と推定結果のパターンはほぼ一致する。1990年代において「年の差婚」を受入れる割合は、生まれながらの米国市民の夫(T1)で31%ともっとも高く、続いて、夫のみ帰化した夫婦(T2)で22%、夫の帰化後に妻が帰化した夫婦(T3)で14%を示す。これに対して、市民権の保有状況がT4・T5の夫婦では5%であった。2000年以降では、市民権の保有状況がT1・T2・T3の夫婦でその割合が著しく高くなる(各45%、28%、25%)。一方で、残りのタイプにおいては5%程度ときわめて低い水準のままである。在留期間が2年未満の短期在留者に関しては、市民権の保有状況がT1の場合で60%、T2の場合で40%とさらに上昇するが、夫が米国市民でない場合は低い割合のままであった。

第二に、ベトナム生まれの妻について、観測結果は本稿のモデルでうまく推定され





T1: 夫が生まれながらの米国市民 T2: 夫は米国に帰化・妻は帰化せず T3: 夫婦で帰化・妻より先に夫が帰化  
T4 夫婦で帰化・夫より先に妻が帰化または夫婦同時に帰化 T5: 夫が米国市民ではない

◆ 入国時期:1990年代(観測値) ▲ 入国時期:2000年以降(観測値) ✕ 在留期間:2年未満(観測値)  
□ 入国時期:1990年代(推定値) ▨ 入国時期:2000年以降(推定値) ○ 在留期間:2年未満(推定値)

図1 市民権の保有状況別にみた「年の差婚」割合の観測値と推定値のパターン

ている。しかし、短期在留者に関しては、フィリピン生まれの妻の場合ほど高い精度で推定されない。1990年代において「年の差婚」を受入れる割合は、その観測結果をみると、市民権の保有状況がT1でもっとも高く26%、T2でやや高く22%、T3で16%であったが、残りのT4・T5に関しては8%程度しかない。在留期間が2年未満の

短期在留者に関しては、市民権の保有状況がT1・T2に属する妻で、その割合が52%となるが、夫が米国市民でないT5はきわめて低い水準のままであった。観測値と予測値の大きな乖離は、市民権の保有状況がT1でのみで認められ、観測値が52%に対して予測値は60%であった。これは、サンプルサイズが小さいことに起因すると考えられる。短期滞在者で、市民権の保有状況がT1のベトナム生まれの妻のレコードは36しかないからである。それに対し、フィリピン生まれと中国生まれの場合では、320と135レコードである。

第三に、中国生まれの妻の結果をみると、その観測値はほぼ完全にモデルによって予測される。1990年代において「年の差婚」を受入れる確率は、市民権の保有状況がT1の場合で30%ともっとも高く、T2でやや高く17%、T3で16%、T4・T5で大幅に低く5%であった。2000年以降では、その割合は市民権の保有状況がT1・T2・T3において大幅に上昇する（各46%、29%、29%）。在留期間が2年未満の短期在留者に関しては、市民権の保有状況がT1の妻で52%、T2で34%であったが、夫が米国市民でないT5はきわめて低い水準のままであった。

市民権の保有状況がT4・T5では、米国に移住する前に母国で結婚した夫婦が大半を占めると考えられるため、フィリピンおよび中国社会では「年の差婚」を社会的、文化的に許容する割合は約5%、ベトナム社会では約8%であると推測される。このことを踏まえると、3か国いずれの国出身の妻についても、戦略的な結婚、特に偽装結婚による「年の差婚」の割合が母国の文化的規範の域を越えて大幅に高いといえる。

## 5 結びにかえて

1994年当時、26歳のストリップクラブのダンサーであったアンナ・ニコル・スミスは、ヒューストンの89歳の石油王と結婚した。金銭目当ての結婚との噂があるなか、彼女は夫を愛しており、年齢は関係ないと発言していた。しかし、夫が13か月後に亡くなると、彼の16億ドルにも上る遺産の半分を相続する権利を主張したのであった（Redding 2007）。この事例は、戦略的結婚の研究において、直接、当事者にインタビュー調査を行うことの困難さを示している。本稿で用いた間接的な分析手法は、低所得国

で生まれた女性が利用する戦略的結婚の実態を知るうえで、きわめて有効であるといえる。

本稿において、単なる「若さ」ではなく「相対的若さ」を指標にする理由として、「年の差婚」をする外国生まれの妻の年齢が、アンナ・ニコルよりも大幅に高いことがあげられる。たとえば、中国生まれの妻についてみると、「年の差婚」の場合、35歳～49歳で結婚した割合が29%に対して、夫婦の年齢差が小さい場合、その割合は9%となる。このことは、戦略的結婚が離婚経験のある中国人女性によって用いられる割合が高いことを示唆している。一度目は恋愛結婚であったが、再婚はより戦略的なものであるのかもしれない。

アンナ・ニコルの事例はよく知られているが、米国の主流社会において「年の差婚」は一般的ではない。米国生まれの非ヒスパニック系白人の妻を対象に2009年から2013年のACSデータを集計すると、「年の差婚」の割合は7%に過ぎない。この割合は、上記の分析でみたフィリピンやベトナム、中国社会の規範的な水準（各5%、8%、5%）と大差がないといえる。つまり、本稿で確認された外国生まれの妻と市民権をもつ夫とのきわめて高い「年の差婚」の割合は、出身国の規範ばかりでなくホスト国の規範と照らしても逸脱したものである。

本稿で得られた主要な知見は、下記の三点に整理できる。第一に、仮説1「外国生まれの妻が『年の差婚』をする割合は、夫が米国の市民権を保有していない場合よりも保有している場合の方が高い。夫が市民権を保有している場合でも、その保有状況によって、『年の差婚』の割合は異なる」と、仮説2「夫が米国市民である外国生まれの妻の『年の差婚』の割合は、米国での滞在期間が2年未満の場合に特に多い」を強く支持する結果が認められた。すなわち、米国人男性の市民権を利用し米国内での高い生活水準を享受する権利を得るために、自らの「若さ」を交換する戦略的な結婚は、フィリピン・ベトナム・中国生まれの女性の間で広く行われているということである。第二に、そうした戦略的な結婚は、1990年代よりも2000年以降により増加した。第三に、偽装と考えられる結婚は出身国にかかわらず広くみられる問題である。本稿で対象とした3か国からの移民の経緯は大きく異なるが、主要な知見は3か国出身の妻に共通して認められるものであった。すなわち、ブルデューのいう戦略としての結婚は、

アジアの低所得国に生まれた女性と高所得国の男性との結婚において広く適用できることが立証された。

最後に、横断データである ACS データの限界について言及しておく。他の結婚タイプと比較して「年の差婚」の場合、婚姻時の夫の年齢が相対的に高いために、死亡に伴い「年の差婚」の割合が低下しうる。したがって、1990 年代から 2000 年代にかけて、観測された割合の増加は、部分的には、こうした結婚タイプ別の死亡率の差異による影響を受ける。このような前提に立てば、本稿の結果は、20 年間の「年の差婚」の増加を過大に評価し、その全体に占める割合を過小に評価している可能性がある。ただし、市民権別にみた効果に関しては、そのような問題はないと考えられる。

## 文献

- 落合恵美子・リャウカオリー・石川義孝, 2007, 「日本への外国人流入からみた国際移動の女性化—国際結婚を中心に—」, 石川義孝編, 『人口減少と地域—地理学的アプローチ—』, 京都大学学術出版会, 291-319 ページ。
- 川原謙一, 1996, 『詳解アメリカ移民法』, 信山社。
- 小島宏, 1992, 「先進諸国における国際移動者と出生力」, 『人口問題研究』, 第 48 巻第 2 号, 7 月, 28-39 ページ。
- 竹下修子, 2000, 『国際結婚の社会学』, 学文社。
- Bernard, Jessie, 1966, "Note on Educational Homogamy in Negro-White and White-Negro Marriages 1960", *Journal of Marriage and Family*, 28-3, August, pp.274-276.
- Bourdieu, Pierre, 2002, *Le Bal des Célibataires: Crise de la société paysanne en Béarn*, Paris, Éditions du Seuil. (丸山茂・小島宏・須田文明訳『結婚戦略—家族と階級の再生産—, 藤原書店, 2007 年)
- Davis, Kingsley, 1941, "Intermarriage in Caste Societies", *American Anthropologist*, 43, July, pp.376-395.
- Department of Homeland Security, 2013, "2013 Yearbook of Immigration Statistics: U.S. Lawful Permanent Residents" (2015 年 6 月 15 日閲覧, [http://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/ois\\_lpr\\_fr\\_2013.pdf](http://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/ois_lpr_fr_2013.pdf)).
- Ishikawa, Yoshitaka, 2010, "Role of Matchmaking Agencies for International Marriage in Contemporary Japan", *Geographical Review of Japan Series B*, 83-1, October, pp.1-14.
- Jasso, Guilmerna and Rosenzweig, Mark R., 1990, *The New Chosen People: Immigrants in the United States*, New York, Russell Sage Foundation.
- Kim, Doo-Sub, 2010, "The Rise of Cross-Border Marriage and Divorce in Contemporary Korea", Yang, Wen-Shan and Lu, Melody Chia-Wen eds., *Asian Cross-Border Marriage Migration: Demographic Patterns and Social Issues*, Amsterdam, Amsterdam University Press, pp.127-153.
- Kojima, Hiroshi, 2009, "Family Formation Behaviors of Couples in International Marriages: A

- Comparative Analysis of Japan and Taiwan”, Wang, Hong-Zen and Hsiao, Hsin-Huang Michael eds., *Cross-Border Marriages with Asian Characteristics*, Taipei, Center for Asia-Pacific Area Studies, RCHSS, Academia Sinica, pp.107-146.
- Liaw, Kao-Lee, Lin, Ji-Ping and Liu, Chie-Chia, 2011, “Reproductive Contributions of Taiwan’s Foreign Wives from the Top Five Source Countries”, *Demographic Research*, 24, April, pp.633-670.
- Liaw, Kao-Lee and Huang, Ting, 2012, “Salient Features of Vietnamese and Filipina Brides of American Citizens: Findings Based on the Micro Data of Recent American Community Surveys”, *Journal of Population Studies*, 44, June, pp.1-56.
- Liaw, Kao-Lee, Ochiai, Emiko and Ishikawa, Yoshitaka, 2010, “Feminization of Immigration in Japan: Marital and Job Opportunities”, Yang, Wen-Shan. and Lu, Melody Chia-Wen, eds., *Asian Cross-border Marriage Migration: Demographic Patterns and Social Issues*, Amsterdam, Amsterdam University Press, pp.49-86.
- Merton, Robert. K., 1941, “Intermarriage and the Social Structure: Fact and Theory”, *Psychiatry: Journal for the Study of Interpersonal Process*, 4-3, August, pp.361-374.
- Monahan, Thomas P., 1976, “The Occupational Class of Couples Entering into Interracial Marriage”, *Journal of Comparative Family Studies*, 7-2, Summer, pp.175-192.
- Otomo, Atsushi and Liaw, Kao-Lee, 2003, “An Invitation to Multivariate Analysis: An Example About the Effect of Educational Attainment on Migration Propensities in Japan,” *SEDAP Research Paper*, No. 113, SEDAP Research Program, McMaster University, Hamilton, Ontario, L8S 4M4, Canada.
- Perez, Beverly Encarguez, 2013, “Women Warrior meets Mail-Order Bride: Finding an Asian American Voice in the Women’s Movement”, *Berkeley Journal of Gender, Law and Justice*, 18-6, September, pp.211-236.
- Redding, Eric, 2007, *Great Big Beautiful Doll: The Anna Nicole Smith Story*, New Jersey, Barricade Books.
- Schoen, Robert, Wooldredge, John and Thomas, Barbara, 1989, “Ethnic and Educational Effects on Marriage Choice”, *Social Science Quarterly*, 70-3, September, pp.617-630.
- Seminara, David, 2008, “Hello, I Love You, Won’t You Tell Me Your Name: Inside the Green Card Marriage Phenomenon”, *Backgrounder*, 14-8, November, pp.1-15, (2015 年 12 月 16 日取得, <http://www.cis.org/marriagefraud>).
- Tosakul, Ratana, 2010, “Cross-Border Marriages: Experiences of Village Women from Northeastern Thailand with Western Men”, Yang, Wen-Shan and Lu, Melody Chia-Wen eds., *Asian Cross-Border Marriage Migration: Demographic Patterns and Social Issues*, Amsterdam, Amsterdam University Press, pp.179-199.

## Strategic cross-border marriages:

an investigation based on the spousal age gaps of foreign-born wives in the US

Yoshitaka Ishikawa, Shuko Takeshita, Kao-Lee Liaw and Kazumasa Hanaoka

For a female born in a country with relatively low living standard and unfavorable life-course prospect, a sensible marriage strategy is to exchange her relative youthfulness for the right to live permanently in the United States via the potential husband's U.S. citizenship. The more prevalent is the use of this strategy, the greater is the proportion of foreign-born wives with an unusually large spousal age gap. This strategy may be used in both genuine and sham marriages.

Based on the micro data of the Philippine-born, Vietnam-born, and China-born wives in the 2009-2013 American Community Survey, we use a logit model to study how the proportion of the foreign-born wives with an unusually large spousal age gap (defined as husband being 10 or more years older than wife) is affected by five types of citizenship status in a multivariate context: (1) husband being a U.S. citizen by birth; (2) husband being naturalized and wife being not naturalized; (3) both being naturalized, husband before wife; (4) both being naturalized, wife before husband or in the same year; and (5) husband being not naturalized. To reduce the risk of selection bias and to increase the confidence in statistical inference, we use spousal ethnic dissimilarity and wife's educational attainment as control factors.

Despite the fact that the histories of immigration from these three countries are very different, it turns out that the three groups of wives share the following three common features: (1) this marriage strategy has been widely used since 1990; (2) its prevalence increased from the 1990s to the period since 2000; and (3) sham marriages appear to be an extensive problem.